

事業又は施設の開始・設置・変更等の手続について（老人デイサービスセンター等）

提出先…高齢者福祉課施設福祉係

1 事業開始及び変更の届出

届出必要事項【老人福祉法施行規則第3条の2(第1条の14第1項)】	備考	添付書類		
設置届【老人福祉法第15条第2項】…あらかじめ届出（すべての項目）		開始届	変更届	
変更届【老人福祉法第15条の2第1項】 …変更の日から1ヶ月以内に届出（対象の番号に○がついた項目のみ）				
① 施設の名称、種類及び所在地	事業の種類：老人福祉法上の事業名	・登記事項証明書	・運営規程 ・理事会議事録 など、変更後の内容がわかるもの	
② 建物の規模及び構造並びに設備の概要	施設の用途や区画等			
③ 職員の定数及び職務の内容	—			
④ 施設長の氏名	—			
⑤ 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	—			同上
⑥ 老人短期入所施設にあっては、その入所定員	—			
⑦ 事業開始の予定年月日	—			

2 事業廃止・休止の届出

廃止・休止届【老人福祉法第16条第1項】	届出必要事項	添付書類
廃止又は休止の日の1ヶ月前までに届出（添付書類なし）		
【老人福祉法施行規則第4条の2】 1 廃止し、又は休止しようとする年月日 2 廃止又は休止の理由 3 現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置 4 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	—	なし

※理事会議事録を添付する場合は原本証明を付すこと。

※添付書類について不明な場合は提出前にご相談ください。